

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件
原告;三輪唯夫外3名
被告;岐阜県

原告第5準備書面

岐阜地方裁判所 御中
(民事第2部合議係)

2018年4月2日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 秀 樹

(以下、代理人氏名省略)

本準備書面においては、被告が準備書面(1)で取り上げている裁判例について主張をする。

1 はじめに

被告は、準備書面(1)の第2.1(1)で、岐阜県警(警備部)による原告らの個人情報収集を正当化する根拠として、警察法2条1項のほか、3つの裁判例を挙げているが、いずれもおよそ「トラブルの可能性」程度の事情をもって、警察による情報収集を許容していない。

2 「ア」(被告準備書面の項目による)の裁判例

大阪高裁昭和51年9月20日判決(刑事裁判資料217号456頁,判例秘書搭載(判例番号L03120795))は、昭和37年に開催された日本共産党の半公開(党員ら一定の立場の者のみ参加可)の集会会場に警備公安の警察官らが立入り、あるいは会場近くから大会状況を視察したことが、大会参加者に対する思想、表現の自由の侵害として違法だとされた事案である。すなわち、

「柏原警察署警備課長A警部補は日本共産党に対する一般情報収集、とくに丹波地方からの大会参加者の顔ぶれや人数を知り、でき得れば同地方からの参加者の写真を撮影する目的をもって本件大会の状況を視察したのであり、県警本部公安課及び須磨警察署から本件大会の警備に出動した前記警察官らは、原判示第二記載の三項目の目的をもって警備情報収集活動に従事したが、その主たる目的は、日本共産党に対する一般情報収集活動、ことに大会参加者に対する調査にあったことは、さきに認定したとおりである。」

と、日本共産党に対する一般情報収集活動が目的であったことを認定し、続けて、

「ところで右警察官らが行った一般情報収集活動は、具体的事案発生のおそれはないが、一般的に将来に備えて平素から公安の維持、犯罪の予防鎮圧のために関連する情報を収集するためのものであり、このような一般情報収集活動も任意手段によって行われる限り、特別の根拠規定をまつことなく警察法2条1項に基づいてこれを実施することが許されるが、任意手段によるからといってなんらの制約なくすべて許容されるものではなく、他人の権利を不当に侵害する場合には違法とされなければならない。」

と、労働争議が全国各地で絶え間なく起こっていた昭和37年当時の時代状況を踏まえて、裁判所は、

「一般的に将来に備えて平素から公安の維持、犯罪の予防鎮圧のために関連する情報を収集するためのもの」として、日本共産党に対する一般情報収集活動を、「任意手段によって行われる限り、特別の根拠規定をまつことなく警察法2条1項に基づいてこれを実施することが許される」

としている。

しかし、その上で、「任意手段によるからといってなんらの制約なくすべて許容されるものではなく、他人の権利を不当に侵害する場合には違法とされ

なければならない」とし、本件では、

「大会主催者に一般情報収集を目的とする私服警察官の立入りを容認する意図はなく、須磨警察署に対しても大会前そのことが申し入れられていたこと、A、B、C、Dらの前記警察官は、A警部補が大会関係者に発見される直前数歩会場内に足を踏み入れて大会状況を視察していたほかは、すべて会場である須磨海浜公園に接着する道路あるいは公園内の道路上から大会状況を視察していたことを認めることができる。これらの事実によれば、右警察官らは、一定の基準に適合する者に対してのみ入場券を発売して行われた半公開の平穏な集会について実質的に立入りと等しい方法で参加者の調査を主とする一般情報収集活動を行ったことが明らかであり、かような情報収集活動は本件集会を警察官の監視下におくに等しいものであって、それによって大会参加者各自の思想、表現の自由は保持されず、集会の自由が侵害されることになるのであるから、右警察官らが本件大会に対してなした一般情報収集を主とした視察活動は違法であるといわなければならない。」

と認定した。

判決は、日本共産党に対する一般情報収集活動が適法となるものとしているが、これは明らかに昭和37年という時代状況を前提とした判断であり、時代状況が全く異なる今日においてそのまま妥当するとは到底考えられない。

本件では、原告三輪及び同松島は、風力発電に関する勉強会を開催したり、風力発電に反対しただけであり、原告近藤及び同船田はこれに全く関わっていない。このような原告らが警備公安の監視対象になり得るはずがない。

上記判決は、およそ「トラブルの可能性」などという必要性の不明確な状況での情報収集活動が許されるとした裁判例ではない。

3 「イ」(同)の裁判例

大阪高裁昭和41年5月19日判決（大阪学芸大事件に関する同裁判所昭和37年（う）第592号（いずれも判例タイムズ194号132頁）の2判決）は、「本件当時の前後において労働運動、社会運動と関連してなされる学生特に大学生の組織的集団行動がある程度公安に影響を及ぼす事件となっていたことは公知の事実であり」という時代状況の下で、警備公安担当の警察官が「警備警察活動の一環として峠越昌子を通じ（すなわち「対象」として）一般的、継続的、組織的且つ秘密裡に学大当局の公認にかかる学大学生自治会の活動状況を把握すべくこれに関する情報を収集する意図のもとに（その意図が真に目的とするところは明らかでなく、もとより具体的な犯罪が生起し、若しくはそのおそれがある場合であつたとは認められない）同女に接近、接触した」ことについて、他の学生らが警察官に問い質すためにとつた行動が暴力行為等処罰に関する法律違反に当たるかが問われた事案である。

判決は以下のように述べる。

「警備情報活動及びこれと大学自治との関連について考察を進めると、警察法第2条第1項に定めるとおり、警察が公共の安全と秩序の維持に当る責務を有し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕交通の取締等の職責を有することからすると、公安を害する犯罪に対する警備実施活動及び捜査活動を行なうための資料として治安情勢に関する情報を適確に収集把握し以て警備警察活動に遺漏なきを期する要があるから、警備情報活動が警察法第2条第2項にてい触しない限り原則的には許容されるものと言わざるを得ないであろう。」

「警備情報活動」（公安警察による情報収集のこと）が許されるのは、「公安を害する犯罪に対する警備実施活動及び捜査活動を行なうための資料として治安情勢に関する情報を適確に収集把握し以て警備警察活動に遺漏なきを期する要があるから」

であると判示する。そして、「本件当時の前後において労働運動、社会運動と関連してなされる学生特に大学生の組織的集団行動がある程度公安に影響を及ぼす事件となっていたことは公知の事実で」あったことが情報収集活動を許す根拠であるとしている。

判決は続けて当該事案の説明に入っている。

「然しながら大学における教授その他の研究者の研究、発表及び教授の仕方を監視したり、無断で大学の施設内に立入って学生の研究会や集会を監視したり、盗聴や信書の開披等違法手段を用いたりして、これらに関する警備情報を収集する等の警察活動が許されるとすれば、到底学問の自由及び大学の自治は保持されないものというべく、大学の学生自治会の活動を把握するための警備情報活動がどの程度許されるかを考えるについてはきわめて慎重な配慮が必要である。例えば大学の学生自治会において学生がその強固な信念に基いて破壊活動、殺人その他明らかに犯罪と認められる行為の計画ないし謀議をし、更に実行々為に出るおそれがあるとはっきり認められ、しかも大学当局がこれを知らず又は知っていてもその学生に対する管理指導の権能を行使してこれを差止める意思や能力が欠けていると推測されるような場合には、大学当局の要請若しくは事前の承認がなくても、大学内に立入り、その他手段を尽してこれに対する情報を収集することは当然許されるであろうが、学生集会の指導者、個々の構成員あるいは上部団体等の政治的、社会的行動により、何等かの疑を生ずる場合でも、ある程度の情報を収集してみなければその学生集会が実社会の政治的社会的活動にわたる行為をしているか否か及びそれが違法の行為に発展する虞があるか否かが判明しないような場合には、大学当局の要請ないし事前の承認なくして学内に立入りその他不当の手段を用いて警備情報収集の活動を行うことは許されないと解すべきであろう。」

判決は、「強固な信念に基いて破壊活動、殺人その他明らかに犯罪と認めら

れる行為の計画ないし謀議をし、更に実行々為に出るおそれがあるとはっきり認められ」るような場合について警備公安の警備情報収集活動を認めたものである。

この判決も、「トラブルの可能性」というような曖昧な理由での情報収集を認めた裁判例ではない。

4 「ウ」(同)の裁判例

東京高裁昭和41年3月24日判決(政防法反対デモ事件。刑事裁判資料217号423頁,判例秘書搭載(判例番号L02120742)は,警察官の集団示威行進に対する写真撮影行為が,表現の自由や団体行動権行使を阻害するか否かが問題となった事案である。

判決は以下のように述べる。

「警察官は警察法第2条第1項の規定により犯罪の予防、鎮圧、捜査及び公共の安全、秩序の維持その他を職務とすることを定められているのであるから、犯罪発生後その捜査、鎮圧、公安攪乱後その事態の鎮圧、秩序回復をなすべき職責を有すると共に、犯罪の発生前、または公安を害する事態の発生前にこれを未然に防止する方法を講ずることも警察官の職務といわなければならない。

そしてその予防手段は具体的にある犯罪が発生するおそれのある場合や、具体的に公安が害せられる事態の発生するおそれのある場合にとられることもあるし、未だそれらの犯罪や公安を害する事態の具体的に発生するおそれのない平素の場合においても、その発生の可能性がある限り、一旦有事の場合に備えてその発生を予防する手段を研究し準備しておくことも警察の職責上当然のことである。

本件のいわゆる警備情報収集は、まさに右予防手段の一種であって、右の前者の場合においても、後者の場合においても等しく警察官の職務とし

て当然なし得べき行為であ（る）」

とした上で、

「一、二の警察官が相当の距離を隔てた場所からその行進を通常の方法を用いて撮影する場合に、それが為適法に行進中の者が不安に駆られて精神が萎縮したり、あるいは畏怖心を生じたり、あるいは特に激しく昂奮したりして、自由な行進が不可能になるなどということは、実際問題として到底あり得ないことであるし、また行進が物理的に妨げられるということも起り得ない」

と結論づけている。

上記「ア」、「イ」の判決と異なり、「未だそれらの犯罪や公安を害する事態の具体的に発生するおそれのない平素の場合においても、その発生の可能性がある限り、一旦有事の場合に備えてその発生を予防する手段を研究し準備しておくことも警察の職責上当然のことである」として、警備公安活動を無限定に広げて認めてしまっている。これは法に基づく権力行使を否定するものであり、到底、許容できない。

ただ、具体的事案としての比較で見れば、当該事案は集団示威行動時の写真撮影だけが問題になっているのに対して、本件は「トラブルの可能性」を理由に原告らの個人情報を経営的に収集していたという事案であるから、同様に許容されてよいと結論づけることはできない。

また、上記判決では、「目的の正当性、その行為の必要性及びその行為の相当性の三要件を具備するものを適法行為とすべきであろう」との判断基準を示している。被告はこれを引用して、「必要性、相当性、及び妥当性」の3要件で判断すべきだと主張するが、原告らの個人情報を収集することがそもそも業務外なのであるから、3要件を論じるまでも無く、違法である。

以上